

平成 12 年（ネ）第 514 号 診療報酬請求事件

控訴人 社会保険診療報酬支払基金

被控訴人 外川 正

平成 13 年 10 月 9 日

最終準備書面

仙台高等裁判所第 3 民事部 御中

控訴人指定代理人

近藤裕之

狩野要祐

星 庄一

控訴人訴訟代理人

患者 A 喜美恵

目次

第 1 事案の概要.....	6
第 2 本件の患者 2 名に対する診療経過.....	6
1 患者 A について.....	6
2 患者 B について.....	7
第 3 歯周治療用装置の点数算定要件と暫間被覆冠の点数の取扱い.....	7
1 歯周治療用装置の独立の点数算定の趣旨、目的等.....	8
(1) 歯周疾患の特徴と長期にわたる計画的治療の必要性.....	8
ア 歯周疾患とその治療の特徴.....	8
イ 歯周治療用装置の目的、機能.....	8
ウ PI 型の治療体系の確立.....	9
(2) 歯周治療用装置の点数化と算定要件の定め.....	9
ア 歯周治療用装置を含む P 1 型治療の点数化.....	9
イ 保険発 11 号通知の定め.....	10
2 暫間被覆冠について独立の点数算定が認められない趣旨.....	11
(1) 暫間被覆冠の目的、機能と歯周治療用装置との相違.....	11
(2) 歯周治療用装置との点数算定の取扱いの相違.....	12
第 4 歯周治療用装置の点数算定要件の解釈.....	13
1 「治療計画書に基づき」との要件.....	13
(1) 歯周治療用装置の装着予定の治療計画書への明記の必要性.....	13
ア 「治療計画書に基づき」という文言の意義、解釈.....	13
イ 診療録への二重記載との関係.....	14
(2) 被控訴人の主張に対する反論.....	15
ア 治療計画書自体への所定事項の記載の要否.....	15
イ 疑義解釈通知等に関するデンタルダイヤモンドの記載について...16	
ウ 岩手県歯科医師会作成の治療計画書の様式について.....	16
エ 治療計画書作成前の被覆冠装着等について.....	17
オ まとめ.....	19
2 「最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間」との要件.....	19
(1) 歯周治療用装置装着の時期的制限.....	19
ア 上記要件の趣旨と通常装着時期.....	19

イ	歯周初期治療後に歯周治療用装置を用いる場合	20
ウ	歯周初期治療後に用いた被覆冠を歯周治療用装置と見る余地の有無	20
(2)	被控訴人の主張等に対する反論	21
ア	メタルコア、ブリッジの印象採得に際し用いられた被覆冠の点数算定	21
イ	メタルコアの印象採得の点数の位置づけについて	22
(3)	メタルコアの印象採得と最終的治療の関係についての原判決の解釈の誤り	22
ア	原判決の判旨	22
イ	判旨の解釈の誤り	23
(4)	歯槽膿漏症と他の口腔疾患が併存する場合の処置について	24
3	「残存歯の保護と咬合の回復のため」との要件	25
(1)	「残存歯の保護と咬合の回復」の意味と暫間被覆冠との区別の基準	25
(2)	被控訴人の主張に対する反論	26
第5	本件各被覆冠の歯周治療用装置の算定要件非該当性	27
1	「治療計画書に基づき」との要件の非該当性	27
(1)	本件各被覆冠の装着予定の記載の不存在	27
(2)	実際の診療経過との関係	28
ア	歯周治療用装置の装着を予定した場合の治療経過	28
イ	患者Aの治療経過と歯周治療用装置の装着予定の有無	29
ウ	患者Bの治療経過と歯周治療用装置の装着予定の有無	30
(3)	被控訴人の主張に対する反論	30
ア	「除石」、「RCT」、「Cr」の記載と歯周治療用装置の装着予定	30
イ	被控訴人が用いた他の被覆冠についての減点査定の有無との関係	31
2	「最終的治療としての歯憲修復及び欠損補綴を行うまでの間」との要件の非該当性	33
(1)	患者Aについて	34
ア	治療経過	34
イ	本件被覆冠1の装着時期等	34
(2)	患者Bについて	35
ア	治療経過	35
イ	本件被覆冠2及び3の装着時期等	36
3	「残存歯の保護と咬合の回復のため」との要件の非該当性	37
(1)	患者Aについて	37
ア	装着時期、装着時点における歯肉の改善度、装着後の積極的歯周治療の有無	37
イ	被控訴人の主張に対する反論	38
(2)	患者Bについて	39
ア	装着時期、装着時点における歯肉の改善度、装着後の積極的歯周治療の有無	39
イ	被控訴人の主張に対する反論	40
4	まとめ	41
第6	最終的治療処置との二重評価について	42
1	被控訴人の最終的治療に係る一連の処置の点数算定	42

2 二重の点数評価.....	42
第7 結論.....	43

控訴人は、これまでの審理結果を踏まえ、従前の主張を以下のとおり、整理、ふえんして述べる。

第1 事案の概要

本件は、保険医療機関の指定を受け、歯科医院を開業する保険医である被控訴人が、2名の患者の治療に当たり装着した被覆冠(本件各被覆冠)が、健康保険法43条の9第2項を受けた平成6年3月16日付け厚生省告示第54号「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(点数表)」(乙第9号証)の定める「歯周治療用装置」に当たるとして、所定点数を算定して診療報酬請求をしたところ、控訴人が、本件各被覆冠は歯冠修復等の製作に係る一連の診療行為における「暫間被覆冠」であり、その点数は最終的治療である歯冠修復等の所定点数に含まれるとして、減点査定をしたため、被控訴人が上記減点査定に係る診療報酬相当額の支払を求めた事案である。

本件の争点は、本件各被覆冠が算定告示等の定める歯周治療用装置の点数算定要件に該当し、独立の点数算定が認められるか、それとも、本件各被覆冠が暫間被覆冠にすぎず、最終的な一連の診療行為の点数に含まれ、独立の点数が認められないかである。

第2 本件の患者2名に対する診療経過

被控訴人は、その患者である患者A及び患者Bに対し、以下の診療を施した。

1 患者Aについて

被控訴人は、患者Aに対し、平成5年11月6日から平成7年6月23日までの間(ただし、平成6年6月7日から平成7年4月17日までの間は通院を中断している。)、右上7番及び同4番ないし左上5番、右下6番ないし左下5番の各歯牙について歯槽膿漏の、右上1番、2番、左上1番、2番の各歯牙について歯根膜炎(齶歯が深く歯の内部に進行した状態をいう。)の各歯科治療を実施した。

患者Aの治療開始時の歯槽膿漏の状態はP1という軽度のものであり(甲第6号証の1枚目)、また、付着歯肉検査、咬合の検査にも特に問題はないとされており(同号証の3枚目「歯周精密検査」に「OB」とあるのはその意味である。)、患者Aの歯槽膿漏はかなり軽症のものであった。

この間、被控訴人は、診療録の「治療計画書」欄に「除石」、「RCT」(「根管治療」をいい、根管内容物の除去、清掃を行うことである。)と記載し、適応検査、精密検査を行い、その後、歯科衛生士の実地指導、除石、消毒、歯周疾患指導管理、感染根管処置等を行った。

本件で問題となるのは、右上1番、2番、左上1番の各歯牙についての治療であるが、被控訴人の診療録(甲第6号証)によれば、上記各歯牙の治療経過等の詳細は別紙1のとおりである。

2 患者Bについて

被控訴人は、患者Bに対し、平成6年12月7日から平成7年8月1日までの間、.右上7番、6番、同4番ないし左上7番、右下8番、7番及び同5番ないし左下5番、7番の各歯牙につき、歯槽膿漏(患者Aと同様、P1という軽度のものである。)の、左上4番につき歯根膜炎の歯科治療を実施した。

なお、患者Bについても、精密検査において、付着歯肉検査、咬合の検査とも問題なしとされており、患者Bの歯槽膿漏も明らかに軽症のものである(甲第7号証の3枚目)。

この間、被控訴人は、診療録の「治療計画書」欄に「除石」、「Cr」(「ブリッジ」の意味。)と記載し、適応検査、精密検査、歯周疾患指導管理科、除石、消毒、根管処置等を行った。

本件で問題となるのは、右上4番ないし6番の各歯牙についての治療であるが、被控訴人の

診療録(甲第 7 号証)によれば、上記各歯牙についての治療経過等の詳細は別紙 2 のとおりである。

第 3 歯周治療用装置の点数算定要件と暫間被覆冠の点数の取扱い

1 歯周治療用装置の独立の点数算定の趣旨、目的等

(1) 歯周疾患の特徴と長期にわたる計画的治療の必要性

ア 歯周疾患とその治療の特徴

歯周疾患(歯周病)は、歯周組織(歯肉、セメント質等)に原発した炎症が歯根膜や歯槽骨に波及し、歯肉の発赤、腫脹が生じ、歯周ポケットの形成(歯と歯肉の間に隙間が広がること)、歯の動揺などが見られ、最終的には歯の喪失につながる疾患であり、慢性的な国民病である。その治療には、1 か月から数か月にわたる長期間を要する。その治療の基本は、プラークの除去にあるが、プラークは食生活により日々形成されるため、患者に歯磨きの励行によるプラーク(歯垢)コントロールの動機付けを与えることが肝要であり、これと併行して、医師がスクレーピング(歯石の除去)、ルートプレーニング(板面の平滑化)等の処置を行い、治療効果を補完する必要がある(これらの処置によっても効果の得られない重症の症例では、歯肉切除等の歯周外科手術が行われることもある。)。そして、かかる治療をあらかじめ体系づけられた綿密な治療計画に基づき、長期間にわたり、治療の成果を確認しつつ段階的に行うことによって、初めて歯周疾患の効果的治療が可能となるのである。

イ 歯周治療用装置の目的、機能

ところで、歯周疾患の治療に当たり、辺縁不適合物(古いブリッジ等の歯肉に適合しない修復物等)が残存していると、かみ合わせが悪くなり、歯周疾患に罹患した歯肉に不自然な外力が加わって歯周組織の破壊が進むため、そのような治療に悪影響を及ぼす不適合物は早期に除去しなければならない。そして、古いブリッジや義歯を除去すると、かみ合わせができず、前後の歯が傾斜するなどして、歯肉に不自然な外力が及び歯周疾患の治療に悪影響を及ぼす(歯周疾患に罹患した歯は外力に弱い。)。したがって、辺縁不適合物の除去後、速やかに被覆冠ないし床義歯を入れて咬合を確立し、歯の適合性を回復しなければ、治療効果は得られない。

このように、歯周組織を維持、改善し歯周治療の効果を高める目的、機能を有する被覆冠、床義歯が歯周治療用装置にほかならず、歯周治療用装置は、前述した長期にわたる歯周治療の一環として用いられるものである(以上につき、乙第 24 号証、第 27 号証、原審の証人鴨井公一の証言)。

ウ P 1 型の治療体系の確立

かかる歯周治療の特質、必要性にかんがみ、日本歯科医師会歯周病検討委員会は、昭和 58 年 4 月ころから、いわゆる P 1 型の治療体系を確立した。これは、診療の初期に適応検査等を行い、1 年経過後、精密検査を行い、これらの結果に基づき治療計画書を作成して綿密な治療計画を立て、治療計画に基づき、プラークコントロール、ルートプレーニング等の歯周初期治療を行い、精密検査の 1 か月後には、再評価検査を行って治療の効果を確認し、必要に応じて歯周外科治療、再度の歯周初期治療を行った後、治療が十分な治療効果が得られた段階で最終的治療である歯冠修復、欠損補綴を行うというものである(これは、治療計画書に基づかず、従来型の対症療法的治療を行う P 2 型治療と区別される。))。

そして、歯周治療用装置は、上記治療過程のうち、適応検査、精密検査によって辺縁不適合物の存在が確認された場合に、治療計画書作成後、速やかにこれを除去し歯周初期治療を行う段階で、その治療効果を高めるために用いられるものである(以上につき、乙第 24 号証、第 27 号証、原審の証人鴨井久一の証言)。

(2) 歯周治療用装置の点数化と算定要件の定め

ア 歯周治療用装置を含む P 1 型治療の点数化

前述した PI 型治療は、それまでの対症療法的な治療と異なり、あらかじめ綿密な治療計画を立て、これに基づく体系的治療を行わなければならないため、一般の歯科医師の間には、必ずしも定着しなかった。しかし、国民病としての歯周疾患の克服のための体系的治療の必要性から、厚生省は、昭和 60 年 3 月の歯科点数表改定に際し、歯周治療用装置を含む PI 型治療を行った場合に、新たに所定点数を認めることとし、これにより PI 型の治療体系に基づく計画的治療を奨励することとしたのである。

すなわち、厚生省は、当時の保険局歯科医療管理官宮武光吉が中心となって、日本歯科医師会、健康保険組合連合会等と協議を重ね、上記計画的治療体系の点数化に取り組んだ結果、歯周治療用装置については、昭和 60 年 2 月 18 日付け厚生省告示第 15 号により、

「1.被覆冠(1 歯につき)50 点

2.床義歯(1 装置につき)750 点

注 1.治療計画書に基づく場合に算定する。

2.印象採得、材料等の費用を含むものとする。」

との点数が設けられた(乙第 33 号証(官報)の I7 頁)。

イ保険発 11 号通知の定め

また、同日付けで厚生省保険局医療課長、同歯科医療管理官の都道府県民生主管部(局)保険主管課(部)長、国民健康保健課(部)長あて保険発第 11 号「診療報酬点数表の一部改正に伴う実施上の留意事項について(通知)」(乙第 34 号証。以下「保険発 11 号通知」という。)が発せられ、歯周治療用装置の点数算定要件につき、「歯周治療用装置とは、治療計画書に基づき、最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間、残存歯の保護と咬合の回復のために行う被覆冠又は床義歯をいうものであること。」と定められた(同号証の 21 頁)。

これらの点数とその算定要件の定めは、被控訴人が患者 A、患者 B に対する各診療行為を行った当時も同様であって、平成 6 年 3 月 16 日付け厚生省告示第 54 号「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法」も、歯周治療用装置について同じ点数を定め(乙第 9 号証の 467 頁)、また、同日付け保険発第 25 号通知は、保険発 11 号通知と同じ点数算定要件を定めている(乙第 9 号証の 206 頁)。

すなわち、これらの定めは、歯周治療用装置が前述の治療計画に基づく一連の歯周治療の効果をも高める機能、目的を有することにかんがみ、後述の最終的治療の一環である暫間被覆冠とは異なり、独立の点数算定を認めることとし、もって長期にわたる計画的、効果的治療を奨励しようとした趣旨にほかならない。

なお、平成 8 年 3 月に至って、PI 型、PII 型の治療区分が廃止されたことに伴い、算定告示等も改正され、歯周治療用装置は、歯周初期治療によっても十分な治療効果の得られない重症の歯周疾患について、歯周外科手術を行い、同手術と併行して用いられた場合に限って点数算定が認められることとなった(以上につき、乙第 30 号証、第 31 号証、当番の証人宮武光吉、同石井拓男の各証言、原審の証人鴨井久一の証言)。

2 暫間被覆冠について独立の点数算定が認められない趣旨

これに対し、暫間被覆冠(テンポラリークラウン、TEK)については、前述の昭和 60 年 2 月 18 日付け算定告示にも、平成 6 年 3 月 16 日付け算定告示にも独立の点数の定めはなく、保険発 11 号通知は、歯冠修復及び欠損補綴の作成に係る一連の診療行為における暫間被覆冠...の費用は、それぞれの所定点数に含まれるものであること。」と定めており(乙第 34 号証の 21 頁)、保険発 25 号通知も同様の定めを設けている(乙第 11 号証の 222 頁)。

(1) 暫間被覆冠の目的、機能と歯周治療用装置との相違

暫間被覆冠は、被覆冠形態の歯周治療用装置と、その外観、材質はほとんど異ならないが、歯周治療用装置とは、その目的、機能が明らかに異なる。

すなわち、歯周治療用装置は、辺縁不適合物除去に伴い咬合を確立し、歯肉に歯周治療の妨げとなる外力が加わるのを防止し、長期にわたる歯周治療に資する目的で用いられ、まさに積極的治療処置の一環にほかならない。これに対し、暫間被覆冠は、歯周治療が既に終了した段階で、歯冠修復、欠損補綴等の最終的治療を行うまでの短期間、字義どおり暫時的に用いられるものにすぎない。すなわち、最終的な歯冠修復物やその土台(メタルコア等)を作るまでの間、歯を削ったり、型をとったりという処置がなされるが、同処置を行い、最終的な修復物を入れるまでの短期間、いわば歯に穴が開いた状態となり、このままの状態では、感染等のおそれがあり、審美性も損ねる。そのため、最終的な修復物を入れるまでの暫時の間、被覆冠等が用いられるのであり、これが暫間被覆冠である。

このように、暫間被覆冠は、歯周治療が十分な成果を見て終了した段階で暫時的に用いられるものにすぎず、歯周治療用装置のように長期にわたる歯周治療の最中に、その効果を高める積極的目的で用いられるものではない。したがって、その目的、機能は歯周治療とは無関係であるということができる(乙第 24 号証、原審の証人鴨井久一の証言、当番の証人石井拓男の証言)。

(2) 歯周治療用装置との点数算定の取扱いの相違

以上のとおり、暫間被覆冠は、歯周治療用装置と異なり、歯周治療の目的、機能を有しないため、歯周治療の一環としての「処置」と見ることはできず、むしろ最終的な歯冠修復、欠損補綴の一環として、これらの諸処置の点数に含めて評価される。したがって、独立の点数算定は認められず、歯冠修復及び欠損補綴と「一連の診療行為」として「それぞれの所定点数に含まれる」のである。

両者の点数算定の取扱いの相違が、かかる両者の機能、目的の相違に応じたものであることは、平成 6 年 3 月 18 日付け算定告示において、歯周治療用装置の点数が第 8 部「処置」第 1 節「処置料」の項目中に定められている(乙第 9 号証の 467 頁)のに対し、暫間被覆冠については、この「処置」の項目中に点数の定めがないこと、保険発 25 号通知が、暫間被覆冠の点数をあえて歯周治療用装置のそれと区別して「歯冠修復及び欠損補綴に係る一連の診療行為における暫間被覆冠...の費用は、それぞれの所定点数に含まれる」(乙第 11 号証の 222 頁)と定めていることから裏付けられる。

さらに、上記算定告示をみると、歯冠修復及び欠損補綴料として、生活歯歯冠形成 290 点(鑄造冠、ジャケット冠等)、支台築造(1 歯につき、メタルコア 130 点)、印象採得(ワンピースキャストブリッジ、支台歯とダミーの数の合計が 5 歯以下の場合、270 点、6 歯以上の場合、320 点)など比較的高い点数が定められているが、これは、上記各処置と一連の処置として用いられた暫間被覆冠等を含めて評価する趣旨にほかならない。

第 4 歯周治療用装置の点数算定要件の解釈

前述のように、歯周治療用装置について独立の点数算定が認められている趣旨、目的からすれば、平成 6 年 3 月 16 日付け算定告示、保険発 25 号通知の定める歯周治療用装置の要件は、次のように解釈される。

1 「治療計画書に基づき」との要件

(1) 歯周治療用装置の装着予定の治療計画書への明記の必要性

ア「治療計画書に基づき」という文言の意義、解釈前述のとおり、平成 6 年 3 月 16 日付け算定告示及び保険発 25 号通知は、昭和 60 年 2 月 18 日付け算定告示及び保険発 11 号通知の定めを踏襲して、歯周治療用装置は「治療計画書に基づき」用いられた場合に算定される旨定めている。

そして、厚生省保険局医療課等編「歯科点数表の解釈」平成 6 年 4 月版(乙第 21 号証)によれば、「治療計画書とは、臨床所見、症状の経過、評価、実施予定の療法及び療養上の指導計画等

が記載されているものをいう。」とされている(同号証の160頁(3))。

これは、歯周治療用装置が、PI型の治療体系に基づき、あらかじめ綿密に立てられた治療計画の一環として用いられた場合に限って点数算定が認められるものであることから、歯周治療用装置の装着を予定したのであれば、「実施予定の療法」として、それを治療計画書に明示しなければならないとする趣旨である。

したがって、歯周治療用装置の点数算定が認められるためには、「治療計画書に基づき」との字義に従い、治療計画書自体に「実施予定の療法」として、その装着予定が明記されなければならないことは当然であって、仮に当初の治療計画書作成時には歯周治療用装置を予定していなかったが、その後の治療過程でこれを用いる必要が生じたのであれば、その旨の治療計画の変更を要する。

かかる解釈は、厚生省保険局が、昭和60年3月に新たに歯周治療用装置の点数を設けた際の確立した解釈であって、治療計画書の記載を簡略化してよいか、実施予定の療法の一部の記載を省略してよいなどという論議がなされたことはない(乙第30号証、当番における証人宮武光吉の証言)。

そして、上記解釈は、平成6年3月16日付け算定告示、保険発25号通知が定められた際にも、そのまま踏襲されているのである(乙第31号証、当番の証人石井拓男の証言)。

イ 診療録への二重記載との関係

なお、保険発25号通知は、治療計画書に関して、「治療計画書が診療録に付随するものとしてこれと一体とみなすことができる状態で作成されている場合には、治療計画書に記載した所定の事項をさらに診療録に記載しなくても差し支えない。」との定めを設けている(乙第11号証の191頁の(17))。

これは、平成元年に保険発19号通知により設けられた定めを保険発25号通知で発出し直したものであるが、その趣旨は、治療計画書に所定事項が記載されている場合には、これに付随し、一体をなす診療録には、治療計画書に記載した事項の二重記載を要しないとするものであって、その逆の場合、すなわち、診療録に所定事項の記載があれば、治療計画書にはその記載を省略してよいことを示唆するものではない(乙第31号証、当番の証人石井拓男の証言)。

したがって、上記通知を根拠に、診療録に実施予定の療法の記載があれば、治療計画書には記載を要しないなどとはいえない(むしろ上記通知の「治療計画書に記載した所定の事項」との文言からは、「実施予定の療法」を含む「所定の事項」は、当然に治療計画書に記載しなければならないとの前提に立っていることがうかがわれる。)

(2) 被控訴人の主張に対する反論

ア 治療計画書自体への所定事項の記載の要否被控訴人は、平成6年3月16日付け算定告示及び保険発25号通知は、「治療計画書自体に歯周治療用装置の装着予定が明記されることまでは要求していない」と主張し(当番の答弁書の第3、二、1)、原判決もこれを容れて、同旨判示をしている(原判決の52頁)。

しかし、乙第31号証、当番の証人石井拓男の証言に照らせば、保険発25号通知が、歯周治療用装置を含む「実施予定の療法」を治療計画書自体に明記しない限り点数算定が認められないとの趣旨のものであることは明らかである。

原判決は、治療計画書自体への明記を要求する特段の定めがないことを上記解釈の根拠としているようであるが(原判決の51頁)、治療計画書に実施予定の療法を記載すべきものとされている以上、あえてそのような当然の事理を定めた通知等を設けるいわれはなく、かえって算定告示や関係通知に特段の定めがない限り、「所定の事項」の記載を省略してよいなどという解釈が成り立つ余地はない。

したがって、被控訴人の上記主張は失当であり、これに依拠した原判決の解釈も明らかに誤

っている。

イ 疑義解釈通知等に関するデンタルダイヤモンドの記載について被控訴人は、前記主張の根拠として、デンタルダイヤモンド増刊号 VOL15、No.9(甲第 11 号証)に「その後の疑義解釈通知により、『書』といった形式にとられることなく、カルテの中でも、別紙にでも、大づかみに診療の流れを記入し、それを念頭に診療を進めればよいわけで、形式にとられることなく、実用的なメモ書きでよいことになった」との記載が存することを挙げる(当番の答弁書の前記箇所)。

しかし、そのような疑義解釈通知はそもそも存在せず、これまでに厚生省が治療計画書の記載を簡略化してよいことを示唆する通知を発したことなどない(当番の証人石井拓男の証言)。したがって、デンタルダイヤモンドの上記記述は明らかに誤りであって、被控訴人の前記主張の根拠足り得ない。

ウ 岩手県歯科医師合作成の治療計画書の様式について

また、被控訴人は、社団法人岩手県歯科医師会が甲第 12 号証の 127 頁に示されるように、各処置の内容を・スケーリング、・SPR 等に番号化した治療計画書の様式を作成しており、あたかも同頁の・ないし・に例示されている以外の処置については、治療計画書への記載を要しないかのような主張をする。しかし、そもそも厚生省保険局がかかる様式の治療計画書使用を承認したことはない(当番の証人石井拓男の証言)。また、仮に、かかる様式の治療計画書によったとしても、前記・ないし・に例示されたもの以外の処置(歯周治療用装置を含む)について、治療計画書への記載を省略してよいなどという解釈が成り立つはずはなく、上記以外の処置を予定したのであれば、これを治療計画書に記載しない限り点数算定が認められないのは当然である(乙第 32 号証、当番の証人宮武光吉の証言)。

したがって、被控訴人の上記主張も明らかに失当である。

エ 治療計画書作成前の被覆冠装着等について

(ア) さらに、被控訴人は、前記デンタルダイヤモンドで紹介されている症例(甲第 11 号証の 303、304 員のカルテ A(参考例))では、治療計画書作成前に歯周治療用装置が用いられているにもかかわらず、点数算定が認められているとし、これは、治療計画書に記載がなくても、カルテの記載から歯周治療用装置の装着予定が理解されるからであると主張する(当番の答弁書 11 頁)。

この点に関連して、保険発 25 号通知は、「辺縁不適合物を除去後、被覆冠等歯周治療用装置を行う必要がある場合に精密検査の前に行うことは認められる。なお、この場合には『治療計画書作成中』と摘要欄に記載する。」と定めており(乙第 11 号証の 206 頁 4、(4))、精密検査前に歯周治療用装置を用いる場合のあることを想定している。

しかし、これは治療計画書は本来、適応検査、精密検査終了後、これらの結果を踏まえて作成されるところ、適応検査の結果、歯周治療の妨げとなる辺縁不適合物が発見され、精密検査を待たずに早急にこれを除去して歯周治療用装置を用いる必要がある場合には、その装着を許容する趣旨であって、治療計画書作成のいとまがない場合についてのいわば当然の規定である。

上記カルテ A が、いかなる症例に関するものであるかは必ずしも明らかではないが、その記載によれば、適応検査と同時に暫間被覆冠(「歯周治療用装置」の意であろう。)を用いており(甲第 11 号証の 206 頁)、上記通知に沿った治療を行ったケースと解される。したがって、同症例を根拠に、治療計画書作成後に歯周治療用装置を用いる通常の場合についてまで、カルテに記載があれば、治療計画書にその記載を省略してよいなどとはいえない。よって、被控訴人の前記主張は失当である。

(イ) また、被控訴人は、デンタルダイヤモンド増刊号 v0L11、No.14(甲第 14 号証)で紹介されている症例では、治療計画書に「Cr」等の記載しかないにもかかわらず、歯周治療用装

置の点数算定が認められているとも主張する。

しかし、デンタルダイヤモンドは、民間の一雑誌であって公刊物ではなく、その記述も正確性を欠いていることは前述のとおりである。

そして、厚生省保険局が上記雑誌のような治療計画書の記載の在り方が正しい運用であると是認したこともない(もっとも、治療計画書の記載内容については、歯科点数の査定上の限界があることは後述する。)

のみならず、上記症例の場合、カルテに「PCRの結果、従来どおりの方法を継続し、除石と歯周ポケット搔爬をした後様子を見て外科予定。早い時期に左下 56 番歯冠修復、それまで被覆冠を入れておく」との治療予定が記載されており(これらは本来、治療計画書に記載しなければならないものではあるが。)、本件のように、カルテにすら歯周治療用装置の装着予定の記載が全くなく、しかも最終的治療に至ってから歯周治療用装置と称する被覆冠を用いているケースとは異なる。

オ まとめ

以上のとおり、「治療計画書に基づき」との要件に関する被控訴人の主張はいずれも失当である。

2 「最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間」との要件

(1)歯周治療用装置装着の時期的制限

ア 上記要件の趣旨と通常の場合の装着時期

「最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間」との要件は、被覆冠又は床義歯が歯周治療用装置と認められるための時期的な制限を定めたものである。

すなわち、歯周治療用装置は、治療計画書作成後、ブランクコントロール、除石、ルートプレーニング等の一連の歯周治療がなされる間、歯の適合性を確保し、咬合の確率を図ることによって、歯周治療に役立たせる目的で用いられるものであり、長期にわたる歯周治療の期間に、これらの処置に伴って用いられた場合に限り点数算定が認められるものである。したがって、歯周治療が終了して最終的治療に入る段階で用いられた被覆冠は、歯周治療の目的で用いられるものではあり得ず、歯周治療用装置の点数は認められない。上記要件はかかる当然の事理を明らかにしたものである。

そして、前記のとおり、適応検査、精密検査の結果、歯周治療の妨げとなる辺縁不適合物があれば、治療計画書作成後、歯周初期治療の段階で速やかにこれを除去して歯周治療用装置を装着し、以後の長期にわたる歯周治療の効果を上げることが想定されているから(原審の証人鴨井久一の証言)、通常の場合、歯周治療用装置は歯周初期治療の段階で用いられるのが常識であって、上記要件もかかる歯科医療の常識を念頭に置いたものである(当番の証人宮武光吉の証言)。

したがって、後述のような特段の事情がない限り、歯周初期治療後に用いた被覆冠を歯周治療用装置とみることはできない。

イ 歯周初期治療後に歯周治療用装置を用いる場合

例えば、歯周外科治療を行った場合などは、歯周治療用装置が歯周初期治療後の段階で用いられることもあるが、歯周外科治療は歯周初期治療が功を奏しない重症の症例についてなされるから、上記装着時期はあくまで症状の重症度に応じたものである(平成 8 年 3 月の歯科点数の改定で、歯周初期治療を行っても効果の見られない重症の症例について歯周外科治療と併行して被覆冠等を用いた場合に限定して歯周治療用装置の点数算定が認められることとなったが、これも、重症の症例の治療目的で用いられた被覆冠等に点数を認める趣旨であって、本件各被覆冠のように最終的治療段階で歯周治療と無関係に用いられた被覆冠に独立の点数算定を認める趣旨ではないことはいうまでもない(原審の証人鴨井公一の証言)。)。このほか歯周初期治療

後の段階で歯周治療用装置を用いる場合があり得るとすれば、適応検査、精密検査の段階では、歯周治療の妨げとなる辺縁不適合物が認められず、古い冠や義歯を入れたまま歯周治療を進めたが、再評価検査等の結果から、これらを入れたままでは歯周治療に支障があると判断されたような例外的場合であり、かかる場合には、当然に、その旨の治療計画の変更を要する。

ウ 歯周初期治療後に用いた被覆冠を歯周治療用装置と見る余地の有無

そして、仮に歯周治療用装置を歯周初期治療後に用いる場合であっても、同装置が歯周治療の目的に供されるものである以上、少なくとも、その装着後さらに長期にわたる歯周組織の維持、改善のための治療がなされるのが当然であって、被覆冠の装着後、間もなく特段の歯周治療がなされることなく最終的治療に着手しているようなケースでは、当該被覆冠は歯周治療用装置とは解し得ず、最終的治療が終了するまでの暫時の間用いられた暫間被覆冠というべきである。

まして、最終的な補綴物を入れるために、歯冠形成を行ったり、その土台となるメタルコアや最終的な補綴物であるブリッジの印象採得を行ったりした段階では、もはや歯周治療は終了しているはずであるから、この段階で用いられた被覆冠は歯周治療目的のものではあり得ず、上記各最終的治療と一連の処置としてなされた暫間被覆冠にほかならない(以上につき、乙第 30 号証、原審の証人鴨井久一、当審の証人宮武光吉の各証言)。

(2) 被控訴人の主張等に対する反論

ア メタルコア、ブリッジの印象採得に際し用いられた被覆冠の点数算定

被控訴人は、前記算定告示及び保険発 25 号通知は、「最終的な治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間」と定めているにすぎず、「最終的治療の着手時にとられる処置(メタルコア、ブリッジの印象採得、歯冠形成)及び最終的治療である歯冠修復、欠損補綴を行うまでの間」とは定めていないから、メタルコア、ブリッジの印象採得、歯冠形成に着手した後に装着した被覆冠であっても、歯周治療用装置と認めるべきであると主張する(当審の答弁書の 6 頁等)。

しかし、保険発 25 号通知が「『歯冠修復及び欠損補綴物の製作に係る一連の診療行為』における暫間被覆冠...の費用はそれぞれの所定点数に含まれる。」と定め(乙第 11 号証の 222 頁)、平成 6 年 3 月 16 日付け算定告示が、歯冠形成、支台築造(メタルコア)、印象採得の点数を第 12 部「歯冠修復及び欠損補綴」第 1 節「歯冠修復及び欠損補綴料」の項目中に定めていることに照らすと、メタルコア、ブリッジの印象採得、歯冠形成は、いずれも「歯冠修復及び欠損補綴物の製作に係る一連の診療行為」にほかならない。

したがって、上記告示及び通知は、メタルコア、ブリッジの印象採得、歯冠形成に着手した後に用いられた被覆冠は暫間被覆冠であって、それぞれの所定点数に含めて評価され、歯周治療用装置として独立の点数算定が認められないとの前提に立っていることが明らかである。

よって、被控訴人の前記主張は失当である。

イ メタルコアの印象採得の点数の位置づけについて

また、被控訴人は、メタルコアは、歯冠修復物の土台となるものであって、歯冠修復物そのものではなく、保険点数も歯冠修復物とは別個に算定されることになっているから、メタルコアの印象採得の着手時点をもって「最終的な治療としての歯冠修復」の着手時点と見ることはできないと主張する(甲第 20 号証の 20 頁)。

しかし、昭和 59 年の歯科点数において、メタルコア(支台築造)の装着は、失活歯歯冠形成の一項目として点数が定められていたところ(乙第 29 号証の 1 の 193 頁)、昭和 60 年の歯科点数の改正で歯冠形成とは別個の項目として点数が定められたにすぎない(乙第 29 号証の 2 の 195 頁)。そして、メタルコアの装着、印象採得は、別項目化後も歯冠形成と同様、「歯冠修復及び欠損補綴」の項目に含まれていることに変わりはないから(前記ア)、メタルコアの印象採得は、「歯冠修復及び欠損補綴の製作に係る一連の診療行為」にほかならない(乙第 30 号証、当審の

宮武光吉、同石井拓男の各証言)。

被控訴人の上記主張は、上記算定告示等の定めを無視したものであって、明らかに失当である。

(3) メタルコアの印象採得と最終的治療の関係についての原判決の解釈の誤り

ア 原判決の判旨

なお、原判決は、控訴人主張の解釈のとおり、算定告示が「メタルコアの印象採得時をもって歯冠修復の開始時としている」ことを窺わせると判示しつつ、「歯科医師において、歯肉の状態がある程度改善し、メタルコアの印象採得は可能であるが、歯肉の十分な改善及び歯周治療を終了させるためには再度歯周治療用装置たる被覆冠を用いる必要があるとの判断に至ることもあり得る」とし、控訴人の上記解釈を前提とすると、歯科医師は「メタルコアの印象採得ならばすることができるにもかかわらず、これをせず、歯周治療用装置たる被覆冠の装着のみを行った上で、患者を再度通院させ、歯肉の十分な改善を確認して歯周治療を終了させた後でなければ、メタルコアの印象採得を行うことができないということになり、患者の通院回数を無用に増やすことになる」と判示して、算定告示が「メタルコアの印象採得と同時に歯周治療用装置たる被覆冠の装着を排除する趣旨を含んでいない」とか、「歯冠修復着手以後の被覆冠を一切認めないという形で時期を限定するものではない」と判示する。

イ 判旨の解釈の誤り

しかし、上記判旨は、メタルコアの印象採得時に当該歯牙がなお歯周治療用装置たる被覆冠を用いて治療を施す必要がある状態にある場合があり得るとの理解を前提としているが、そもそもそのような前提自体が誤りである。すなわち、歯肉の状態が、もはや積極的治療を要しない状態にまで改善しているからこそ最終的治療である歯冠修復に着手し得るのであって、歯肉が、いまだ歯周治療用装置を用いて治療を施す必要がある状態にあれば、その治療が終了してから歯冠修復に着手するのが当然の順序である。この点、「歯槽膿漏症の治療指針」(乙第 21 号証の 866 頁)は、「いかなる補綴も健全な歯肉をもとにして行われなくてはいけない。今補綴を行わんとしてそこに歯肉の疾患が存在するのであれば、まずこれを正常化してから支台形成なり局部義歯の印象が行われるのが当然である。すなわち...いかなる補綴装置を行うに当たっても、まず歯槽膿漏症の処置が先行されなければならないのである。」と定めているところである。

原判決は、歯周治療用装置を用いて治療を施す状態にある歯牙について同時に歯冠修復に着手することで患者の通院回数を減らせるとするが、かかる治療の前後を踏まえない処置によって患者の通院回数さえ減らせればよいなどというのは、本末転倒であって、医学的常識の無理解を露呈する立論というほかはない。

以上のとおり、判旨は歯科医療に関する非常識な見解に立脚して算定告示の解釈を歪めるものであり、明らかに失当である。

(4) 歯槽膿漏症と他の口腔疾患が併存する場合の処置について

なお、甲第 25 号証(日本歯科医師会雑誌 38 巻 8 号・昭和 60 年 11 月 10 日)中には、「治療計画書を作成して歯槽膿漏症の治療中に、必要があつて...メタルコアの装着...を行うことは差し支えないか。」との疑義事項(同号証の 2 枚目裏(4)・)に対し、「歯槽膿漏症の治療中に『歯槽膿漏症の治療指針』の『第 4 歯槽膿漏と他の口腔疾患とが共存する場合の治療に当たり注意すべき事項を勘案して必要に応じ、並行して行って差し支えない。』との回答が示されている。

しかし、これは、あくまで日本歯科医師会の行った疑義回答であつて、厚生省保険局の正式な疑義解釈ではない(現に、上記回答の末尾には(社指)とあり、(保険発...号)といった表示はない。)。また、上記回答が勘案すべきであるとする「歯槽膿漏症の治療指針」の「第 4 歯槽膿漏と他の口腔疾患とが共存する場合の治療に当たり注意すべき事項」の「2.補綴(修復)と歯槽膿漏症」(乙第 21 号証の 865、866 頁)には、前記のとおり「歯肉の疾患が存在するとき、まずこ

れを正常化してから支台形成なり局部義歯の印象が行われるのが当然である。…いかなる補綴装置を行うに当たってもまず歯槽膿漏症の処置が先行されなければならない。」とされている。しかも、上記項目中の「ア 金属冠、ジャケット冠、継続歯の場合」によれば、冒頭に「この三種の補綴に共通なことはその断縁が歯肉縁下 1・のところにおかれるということである。この歯肉縁下 1・という場合の歯肉縁は、あくまで臨床的に健全な歯肉を基準としたものであることはいうまでもない。」とされ、末尾には「補綴物の支台を形成する前に歯肉はほぼ正常位にいたるまで歯槽膿漏症の治療を行ない、しかる後に支台形成すべきであるといえる。」とされている(乙第 21 号証の 866、867 頁)。

したがって、「歯槽膿漏症の治療指針」は、歯槽膿漏症と他の口腔疾患(例えば齶蝕症)の治療を行う場合であっても、メタルコア等の支台形成は、歯肉が十分健全化されてからこれに着手することを当然の前提としているのである。

3 「残存歯の保護と咬合の回復のため」との要件

(1) 「残存歯の保護と咬合の回復」の意味と暫間被覆冠との区別の基準

前述のように、辺縁不適合物除去後、歯牙をそのままの状態にしておくと、かみ合わせが悪く、前後の歯が傾斜したりして、歯肉に不適切な外力がかかり歯周組織の破壊が進んで歯周治療の効果が得られなくなるので、被覆冠や床義歯を用いることによって、かみ合わせを保持し、前後の歯の傾斜を防ぎ、歯周治療の効果を高める処置がとられる。「残存歯の保護と咬合の回復のため」とは、被覆冠等をこのように、歯周組織の維持、改善のための積極的治療目的で用いることを意味する(乙第 30 号証、当審の証人宮武光吉の証言)。

したがって、かかる積極的治療目的で用いられた被覆冠、床義歯のみが上記要件に該当することになるが、歯周治療用装置は被覆冠形態の暫間被覆冠とその材質、素材がほとんど異なるから、その外観によって両者を区別することは、そもそも不可能である。そうすると、その区別は、当該被覆冠が辺縁不適合物除去後、プラークコントロール、スクレーピング、ルートプレーニングといった一連の歯周治療を行っている期間に、これらの処置に伴い用いられたものであるか、それとも、これらの歯周治療が終了し最終的治療に入る段階で、当該最終的治療が終了するまでの暫時の間用いられたものであるかによって区別するほかはない。

その意味で、両者の区別は、その装着時期と密接に関連するということができ、前者のように一連の歯周治療処置を行っている最中に、これらの処置に伴って用いられた被覆冠は、歯周治療の効果を高める目的で用いられた歯周治療用装置と評価し得るのに対し、後者のように、既に歯周治療が終了した段階で用いられた被覆冠は、最終的治療が終了するまでの暫時の間、歯周治療とは無関係の歯の審美性保持、感染防止等の機能を果たすにすぎないから、最終的治療の一環にほかならず、暫間被覆冠としか評価し得ないのである。

(2) 被控訴人の主張に対する反論

被控訴人は、支台築造や歯冠形成といった最終的治療のみが残された段階で用いられた被覆冠であっても、歯根膜に刺激を与え廃用性萎縮を防ぐとともに歯の形態を回復するなど、「残存歯の保護と咬合の回復」に役立つ旨主張する(当審の答弁書の 13、14 頁)。

被控訴人は、歯周治療が終了した段階で装着した被覆冠であっても、なお「残存歯の保護と咬合の回復」に役立つから、同要件を満たすと主張したいのであろうが、上記要件は、歯周治療用装置が、最終的治療とは区別された歯周治療のための「処置」の一環として独立の点数算定が認められるかどうかにかかわるものであるから、その意義は当該被覆冠が歯周治療の効果を高める機能、目的を有するかどうかという観点から把握されるべきである。

すなわち、「残存歯の保護と咬合の回復のため」とは、辺縁不適合物除去後、歯周治療用装置を装着し、かみ合わせを保持し、歯に不適切な外力が及んだり、前後の歯が傾斜して間隙をふさぎ食片が直接歯質に当たって歯周治療に悪影響を及ぼすことを防ぎ、もって歯周治療の効果

を高めることをいうのであり、このように歯周治療用装置が歯周治療に役立つ機能を有することに着目して、最終的治療とは独立の「処置」としての点数算定が認められているのである(当審の証人石井拓男の証言)。したがって、歯周治療が既に完了し、最終的治療のみが残された段階で用いられた被覆冠が、そのような機能、目的を有しないことは明らかである。

仮に、上記段階で、被覆冠を用いることで、被控訴人のいう歯根膜の萎縮や歯の形態の回復を図り得るとしても、この段階では、歯周治療自体は完結しているのであるから(そうでなければ、そもそも最終的治療に入れるはずがない。)、そのような機能は歯周治療それ自体とは無関係の副次的効果にすぎないというべきである。

したがって、被控訴人の上記主張は失当である。

第5 本件各被覆冠の歯周治療用装置の算定要件非該当性

1 「治療計画書に基づき」との要件の非該当性

(1) 本件各被覆冠の装着予定の記載の不存在

前記のとおり、「治療計画書に基づき」との要件該当性が認められるためには、治療計画書それ自体に歯周治療用装置の装着予定が明記されていなければならないところ、被控訴人作成の患者A、患者Bの各治療計画書(甲第6号証、第7号証の各3枚目)それ自体には、その装着予定の記載がないばかりか、カルテ本体(甲第6号証の6頁以下、第7号証の5頁以下)にすら、本件各被覆冠があらかじめ装着を予定されたものであることをうかがわせる記載は全くない。また、適応検査、精密検査の結果から歯周治療の妨げとなる辺縁不適合物が存しないと判断され、治療計画書作成の段階では歯周治療用装置を要しないとされたが、歯周治療を行い、再評価検査等の結果からこれが必要と判断される場合もあり得るが、かかる場合、当然に、その旨の治療計画の変更がなされるはずである。しかるに、本件の場合、治療計画書の変更欄にはいずれも「変更なし」との記載が存するのみであって(甲第6号証の4枚目、5枚目の「臨床所見及び治療計画書の評価・変更」欄、第7号証の4枚目の同欄)、そのような治療計画の変更がなされた形跡は一切ない。

したがって、本件各被覆冠が「治療計画書に基づき」装着されたものでないことは明らかである(乙第30号証、第31号証、当審の証人宮武光吉、同石井拓男の各証言)。

(2) 実際の診療経過との関係

のみならず、以下に述べるように、本件の患者A、患者Bに対する診療経過に照らしても、本件各被覆冠があらかじめ装着を予定されたものであると認める余地はない。

ア 歯周治療用装置の装着を予定した場合の治療経過

そもそも歯周治療用装置は、初診時のレントゲン検査や適応検査、精密検査において、歯周治療の妨げとなる辺縁不適合物が認められた場合に、そのままの状態でも歯周治療を進めても治療効果が得られないことから、歯周初期治療に入る段階で上記不適合物を除去して装着されるものである。そして、古い修復物が歯肉に適合するかどうかは、上記各検査において、辺縁の状態を確認することで容易に判断可能であり(原審の証人鴨井久一の証言)、辺縁不適合物が存すると判断されれば、治療計画を立てる段階で、その除去と歯周治療用装置の装着を予定し、歯周初期治療に当たり、速やかに上記計画に従った処置を行うのが当然である。仮に、上記各検査の段階では、辺縁不適合物が存しないと判断され、古い修復物を除去せずに歯周初期治療に入ったとしても、その後の再評価検査等の結果から、やはり上記修復物が歯周治療の妨げとなると判断されれば、その段階で治療計画を見直し、改めて上記修復物の除去、歯周治療用装置の装着がなされるはずである。

イ 患者Aの治療経過と歯周治療用装置の装着予定の有無

しかるに、別紙1のとおり、被控訴人は、患者Aの治療に当たり、平成5年11月20日に精密検査を行った後、古いメタルコアや前装冠を除去せずに歯周治療を継続し、この間、治療計

画の見直しを行った形跡もなく、1年4か月余り経過した後の平成7年4月25日、同月27日に至って、上記古い修復物を除去したが、この時点ですら、改めて歯周治療用装置の装着を予定し直した形跡はなく、現にこれを用いていない。かえって、被控訴人は、翌月10日、11日には、左上1番の歯牙に最終的治療の一環であるTEK(暫間被覆冠)を装着し、同月26日、同月29日ないし31日、同年6月2日及び同月5日には、右上2番の歯牙にも暫間被覆冠を装着している。そして、その翌日の同月6日に、右上1番、2番、左上1番の各歯牙に歯周治療用装置と称する本件被覆冠1を装着しているが、更なる歯周治療を予定するでもなく、同日、直ちに最終的治療であるメタルコアの印象採得を行い、そのわずか1週間後にはメタルコアの装着、歯冠形成といった一連の最終的治療を行っているのである。

このように、被控訴人が治療計画書作成時のもとより、その後の歯周治療の過程においても、歯周治療用装置を用いることを予定した形跡は全くうかがわれないのであり、むしろ被控訴人は古い修復物を除去しないまま歯周治療を完了させ、その除去後は、短期間TEKを装着した上で直ちに最終的治療に入ることを予定していたものと見るのが相当である。本件被覆冠1は、被控訴人が治療計画と無関係に用いた上記TEKのひとつにほかならず、被控訴人は、これがあらかじめ装着の予定された歯周治療用装置であるとみせかけようとしているにすぎない。

ウ 患者Bの治療経過と歯周治療用装置の装着予定の有無

これは、患者Bについても同様であって、被控訴人は別紙2のとおり平成6年12月19日の精密検査後、古いダミーやメタルコアを除去しないまま半年以上も歯周治療を続け、この間、治療計画を見直して歯周治療用装置の装着を予定し直した形跡もない。そして、平成7年7月4日に至って上記古い修復物を除去し、同時に右上6番の歯牙に歯周治療用装置と称する本件被覆冠2を装着しているが、更なる歯周治療を予定するどころか、次回診療日に右上4番の歯牙のメタルコアの印象採得を予定し、8日後の次回診療日(同月12日)に、予定どおり印象採得を行っている。その際、右上4番の歯牙に歯周治療用装置と称して本件被覆冠3を装着しているが、やはり特段の歯周治療は予定せず、かえって次回診療日に最終的治療であるブリッジの印象採得を予定し、1週間後の次回診療日(同月19日)に、予定した印象採得を行うとともに、最終的治療である歯冠形成を行っているのである。

上記経過に照らせば、被控訴人は、本件被覆冠2及び3を、あらかじめ治療目的で用いることなど予定していなかったことが明らかであり、むしろ最終的治療に至るまでの間、古い修復物を除去しないまま(したがって、歯周治療用装置を用いずに)歯周治療を進める予定であったと見るほかはない。

したがって、上記各被覆冠も、最終的治療段階で治療計画と無関係に用いられた暫間被覆冠にほかならないというべきである。

(3) 被控訴人の主張に対する反論

ア 「除石」、「RCT」、「Cr」の記載と歯周治療用装置の装着予定

これに対し、被控訴人は、患者Aの治療計画書(甲第6号証の3枚目)の「除石」、「RCT(根管治療)」の記載や、患者Bの治療計画書(甲第7号証の3枚目)の「Cr(ブリッジの装着)」の記載が、これらの処置に伴って行われる具体的処置を含むものであるとして、いかにもこれらの記載に歯周治療用装置の装着予定が含まれるかのような主張をし(当審の答弁書17、18頁)、甲第20号証、原審の被控訴人本人尋問の結果中には、これに沿う部分がある。

しかし、そもそも歯周治療用装置は適応検査、精密検査の結果、歯周治療の妨げとなる辺縁不適合物が認められた場合に、治療計画書に基づき装着が予定されるものであり、「除石」、「RCT」、「Cr」といった処置に当然に伴うものではない。したがって、歯周治療用装置の装着予定が上記各処置の記載に当然に含まれるなどとはいえない(乙第30号証、当審の証人宮武光吉、同石井拓男の各証言)。

しかも、「除石」や「RCT(根管治療)」は、歯周治療に限らず、齲蝕の治療に当たりごく一般的になされる基本的治療であって、これらの処置から、歯周治療用装置の装着が当然に予定されているとはいえ、最終的治療としてCr(ブリッジの装着)を予定しているからといって、これに至る歯周治療の過程で、歯周治療用装置を用いることが当然に想定されるものでもない(原審の証人鴨井久一の証言)。

被控訴人の上記主張は、本件各被覆冠が、最終的治療の段階で無計画に用いられた暫間被覆冠であるにもかかわらず、いかにも、あらかじめ装着を予定されたものであるかのように見せかけるための詭弁であって、明らかに失当である。しかるに、原判決は、かかる不合理極まりない主張に安易に依拠し、控訴人提出の上記証拠等に言及すらせずに、本件被各覆冠が「治療計画書に基づき」用いられたものであると断じており(原判決 48 頁ないし 54 頁)、明らかな採証法則違反がある。

イ 被控訴人が用いた他の被覆冠についての減点査定の有無との関係被控訴人は、患者Aに対し平成7年5月24日に、患者Bに対し平成7年5月8日、同月30日にそれぞれ用いた被覆冠については、本件各被覆冠と同様、治療計画書に記載がないにもかかわらず、減点査定の対象とされておらず、同一の治療計画書に基づき点数を請求しているにもかかわらず、点数を認めたり、認めなかったりするのとは背理であると主張する(当番の答弁書の16頁)。

(ア) 被控訴人が平成7年5月24日に患者Aの左上2番の歯牙に用いた被覆冠(甲第6号証の該当日付欄)、同月8日に患者Bの左上3番、4番の歯牙に用いた被覆冠、同月30日に右上2番、1番、左上1番の各歯牙に用いた被覆冠(甲第7号証の各該当日付欄)について、歯周治療用装置の点数を請求したこと、これに対し、控訴人が治療計画書を作成していないことを理由に減点査定を行っていないことはそのとおりである。

しかしながら、以下に述べるように、これは控訴人の減点査定に一貫性がないからではなく、査定の段階では、治療計画書の記載内容までは審査できないからである。

(イ) すなわち、控訴人の行う査定は、診療報酬請求書(いわゆるレセプト。乙第1号証、第2号証と同じ体裁、内容のもの)を対象とする書面審査であって、乙第1号証、第2号証のとおり、上記請求書には、各月に行った処置の内容とその点数が記載されるのみであり、治療計画書の作成の有無やその記載内容を記入する欄はない。したがって、控訴人が査定を行う際に治療計画書に当該処置の記載がないことを指摘することは不可能である(控訴人の審査は、診療担当者が治療計画書に基づく処置を点数請求する以上は、当然に当該処置を治療計画書に記載しているとの前提で行われる。)

治療計画書の記載内容は、診療録(甲第6号証、第7号証の各3枚目)を確認しない限り把握し得ないが、控訴人の行う審査には、診療担当者に対し診療録の提出を求める手続はない。診療録の審査については、社会保険診療報酬支払基金法14条の3が「審査委員会は、診療報酬請求書の審査のため必要があると認めるときは厚生労働大臣の承認を得て、当該診療担当者に対して出頭及び説明を求め、報告をさせ、又は診療録その他の帳簿書類の提出を求めることができる。」と規定するのみである。

(ウ) したがって、控訴人は審査の段階では患者A及び患者Bの各治療計画書の記載内容を知悉しておらず、被控訴人が本訴に至って診療録(甲第6号証、第7号証)を書証として提出したため、初めて本件各被覆冠のほか上記各被覆冠の装着予定が治療計画書に記載されていないことを知ったものである。控訴人が、査定の段階では、「治療計画書に基づき」との要件を欠くことを減点の理由としなかったのはかかる事情によるものである。

控訴人は、診療報酬請求書(乙第1号証、第2号証)の記載から、被控訴人が同一月に、本件各被覆冠を「処置」として点数請求するとともに、印象採得、歯冠形成、支台築造、鑄造歯冠修復等の「歯冠修復及び欠損補綴」に係る処置の点数請求をしていることが明らかであったた

め、本件各被覆冠が「最終的治療として歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間、残存歯の保護と咬合の回復のため」用いられたものではないと判断し、減点査定を行ったが、前記(ア)の各被覆冠については、診療報酬請求書の記載上、そのような顕著な減点事由がうかがわれなかったため、減点査定をしなかったにすぎない。

(エ) 控訴人が、前記(ア)の各被覆冠につき治療計画書に記載がないことを理由に減点査定をしなかったのは、かかる審査手続上の制約に起因するものであって、控訴人の取扱いが統一性を欠いているからではない。

したがって、被控訴人の前記主張は失当である。

2 「最終的治療としての歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間」との要件の非該当性

(1) 患者Aについて

ア 治療経過

患者Aの右上1番、2番、左上1番の各歯牙についての治療経過は、別紙1のとおりであるが、これによれば、被控訴人は、歯槽膿漏に罹患していたとする上記各歯牙について、平成5年11月13日に適応検査、同月20日に精密検査を行った後、右上1番、2番、左上1番の各歯牙について古い修復物を除去しないまま除石、P処JG(消毒)等の処置を行い、左上1番の歯牙の古い修復物(前装FCK)を除去したのは、上記各検査後、実に1年4か月余を経過した後の平成7年4月25日であり、右上1番、2番の古い修復物(前装FCK)を除去したのも同月27日に至ってからである。

しかも、被控訴人は、その後、上記各歯牙について消毒、根管治療(歯周治療ではない。)など若干の処置を行っただけで、翌月10日、11日には、早くも左上1番の歯牙に、最終的治療の一環であるTEK(暫間被覆冠)を装着し、同月26日、29日ないし31日、同年6月2日及び同月5日には右上2番の歯牙にもTEK(暫間被覆冠)を装着している。

そして、同年6月6日には、右上1番、2番、左上1番の各歯牙につきメタルコアの印象採得を行い、最終的治療に着手しながら、同名歯牙に歯周治療用装置と称する本件被覆冠1を装着している。しかるに、その後、同月12日に、消毒を行っただけで、翌13日には、上記各歯牙に銀合金メタルコアを装着し、歯冠形成を行った後、同月23日には最終的修復物である硬質レジン前装冠を装着している。

イ 本件被覆冠1の装着時期等

前記のとおり、被控訴人は、精密検査後、患者Aの右上1番、2番の各歯牙について古い修復物を除去しないまま除石、消毒等の処置を続け、1年4か月余り経過した後、ようやく上記古い修復物を除去したが(したがって、これらの修復物が歯周治療の妨げとなる辺縁不適合物でなかったことは明らかであり、そもそも同名歯牙につき歯周治療用装置装着の必要が存したとは認められない。)、同名歯牙に歯周治療用装置と称する本件被覆冠1を装着したのは、既に最終的治療の一環であるメタルコアの印象採得に着手した日であり、しかも、その後、特段の歯周治療を行うことなく、わずか1週間後には最終的治療であるメタルコアの装着、歯冠形成を行っているのである。

以上の経過からすれば、本件被覆冠1は、特段の歯周治療の必要がなくなった段階で、明らかに最終的治療に着手した後に装着されたものであって、「最終的治療としての歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間」に用いられたものとは到底解し得ず、同要件に該当しない(当審の証人宮武光吉、同石井拓男の各証言)。

(2) 患者Bについて

ア 治療経過

被控訴人は、患者Bの右上4番ないし6番を含む各歯牙について平成6年12月7日に適応検査を、同月19日に精密検査を行った後、やはり古い修復物を除去することなく除石、消毒

等の処置を続け、右上 4 番ないし 6 番のダミーを切除し、右上 6 番の古い修復物(FCK)を除去し、右上 4 番の古いメタルコアを除去したのは、精密検査後 6 か月以上も経過した後の平成 7 年 7 月 4 日に至ってからである(したがって、上記修復物も歯周治療の妨げとなる辺縁不適合物ではなかったと解され、本件で、そもそも歯周治療用装置装着の必要性があったとは認められない。)

そして、同日、右上 6 番につき歯周治療用装置と称する本件被覆冠 2 を装着しながら、その後特段の歯周治療は行わず、右上 4 番については、直ちに次回の診療日に最終的治療の一環であるメタルコアの印象採得を予定しており、右上 6 番の歯牙と同様、特段の歯周治療を行わないまま、8 日後の次回診療日(同月 12 日)には予定どおり右上 4 番の歯牙にメタルコアの印象採得を行っている。この際、右上 4 番の歯牙に歯周治療用装置と称する本件被覆冠 3 を装着しているが、次回診療日には、最終的修復物であるブリッジの印象採得を予定しており、1 週間後の次回診療日である同月 19 日に、右上 4 番の歯牙にメタルコアを装着するとともに、右上 4 番、6 番の各歯牙にブリッジの印象採得、歯冠形成を行い、同月 28 日には、最終的修復物であるブリッジの装着を完了させている。

イ 本件被覆冠 2 及び 3 の装着時期等

上記のとおり、被控訴人は患者 B の右上 4 番ないし 6 番の各歯牙について、精密検査後 6 か月以上も経てから古い修復物を除去し、右上 6 番につき歯周治療用装置と称する本件被覆冠 2 を装着したが、その後、同歯牙につき特段の歯周治療を行った形跡はなく、2 週間後には最終的修復物であるブリッジの印象採得、歯冠形成を行っているのである(この間に行った処置は、わずかにブリッジの印象採得、歯冠形成時に行った消毒のみである。)

また、右上 4 番の歯牙についても、古い修復物を除去した際、歯周治療を予定するどころか、早くも次回診療日には最終的治療の一環であるメタルコアの印象採得を予定し、わずか 8 日後の次回診療日に、メタルコアの印象採得を行うと同時に歯周治療用装置と称して本件被覆冠 3 を装着している。

そうすると、本件被覆冠 2 は、歯周初期治療の段階で用いられたものでないことはもとより、既に特段の歯周治療の必要がなくなり専ら最終的治療に入る段階で、最終的治療の一環として用いられたものであることが明らかであって、現に、上記被覆冠装着後、特段の歯周治療がなされた形跡はない。したがって、上記被覆冠が「最終的治療としての歯冠修復及び欠損補綴を行うまでの間」に用いられたものであるとは認められない。

本件被覆冠 3 についても、もはや歯周治療の必要がなくなり最終的治療であるメタルコアの印象採得時に装着され、特段の歯周治療を行わないまま、その 1 週間後にはブリッジの印象採得、歯冠形成といった最終的治療を行っているのであり、上記要件該当性が認められないことは明らかである(当審の証人宮武光吉、同石井拓男の各証言)。

3 「残存歯の保護と咬合の回復のため」との要件の非該当性

(1) 患者 A について

ア 装着時期、装着時点における歯肉の改善度、装着後の積極的歯周治療の有無

そもそも患者 A の右上 1 番、2 番、左上 1 番の各歯牙の古い修復物が歯周治療の妨げとなり、これらを除去して歯周治療用装置を用いる必要が存したのであれば、精密検査後、歯周初期治療に入る段階で、速やかに上記の古い修復物を除去し、歯周治療用装置を用いるのが当然である。しかるに、前記のとおり、被控訴人は、精密検査後;実に 1 年 4 か月余もこれらの古い修復物を除去しないまま歯周治療を行っているのであり(したがって、上記修復物は辺縁不適合物ではなかったということになる。)、上記治療経過に照らせば、本件で、そもそも歯周治療用装置装着の必要性はなかったものというべきである。

しかも、患者 A の歯槽膿漏はごく軽症のものであり、精密検査後、除石、消毒等の処置を施

すことによって順調に治癒していることがうかがわれ、歯周疾患指導管理の結果をみても、歯肉の発赤、腫脹、排膿は終始「改善」の状態経過している。そして、被控訴人は、平成7年4月25日に左上1番の、同月27日に右上1番、2番の各歯牙の古い修復物を除去した後も、消毒、根管治療など若干の処置を行っただけで、同年5月10日、11日には左上1番の歯牙に、同月26日、29日ないし31日及び同年6月2日及び同月5日には右上2番の歯牙に、それぞれ最終的治療の一環である暫間被覆冠を装着しているのである。

そうすると、上記暫間被覆冠を装着した時点で、既に特段の歯周治療を行う必要が存しない状態にまで患者Aの歯周疾患は改善されていたとみるのが相当である。現に、被控訴人は、右上2番の歯牙に暫間被覆冠を装着した日の翌日である同年6月6日に、上記各歯牙について、歯周治療用装置と称する被覆冠を装着する一方で、最終的治療の一環であるメタルコアの印象採得を行い、そのわずか1週間後にはメタルコア装着、歯冠形成を行っており、この間、上記各歯牙について特段の歯周治療を施した形跡はない。

かかる治療経過にかんがみれば、メタルコアの印象採得と同時に装着された本件被覆冠1は、既に歯周治療が完了し、最終的治療に入る段階で装着されたものであって、歯周治療の効果を上げる目的で用いられたものとは到底解し得ない(明らかに、前後に複数回にわたり装着したTEK(暫間被覆冠)と同じ目的のものである(乙第30号証、当審の証人宮武光吉、同石井拓男の各証言)。)。

したがって、上記被覆冠は「残存歯の保護と咬合の回復のため」のものとは認められない。

イ 被控訴人の主張に対する反論

(ア) 被控訴人は、本件被覆冠1の装着時点における患者Aの歯肉の状態は、かなり改善しつつあったとはいえ十分ではなかったと主張し(原審の平成8年10月1日付け準備書面の五)、原審の被控訴人本人尋問の結果中にもこれに沿う供述部分がある。

しかし、前記のとおり、患者Aの歯槽膿漏はそもそも軽症のものであったことに加え、初診後の歯肉の状態等は終始良好に経過していること、本件被覆冠1を装着した平成7年6月6日の時点における歯肉の状態も、発赤、腫脹、排膿はいずれも「改善」とされていること、同日、最終的治療であるメタルコアの印象採得に着手し、その後短期間に最終的治療を完了させていること、この間、消毒等の若干の処置を行っただけで、特段の歯周治療を行った形跡がないことなどに照らせば、上記時点における歯肉の状態が、歯周治療用装置を装着して、なお積極的な歯周治療を施す必要がある状態であったとは到底認め難い。

したがって、被控訴人の前記主張等は採用し得ない。

(イ) また、被控訴人は、本件被覆冠1の装着は、メタルコア装着までの間、咬合の回復と歯根膜の廃用性萎縮を防ぎ、残存歯を保護する目的によるものであったとも主張する(甲第20号証の第三、三、1)。

しかし、前述のように、そのような目的は、既に歯周治療自体は完結した段階で、最終的治療が終了するまでのわずかな期間における歯牙の保護をいうものであって、歯周治療の効果を高めるためのものではあり得ず、暫間被覆冠の装着をもって足りる程度のものにすぎない。したがって、被控訴人のいう装着目的は、最終的治療とは区別された独立の治療処置である歯周治療用装置の算定要件としての「残存歯の保護と咬合の回復」には該当しないというべきである。

よって、被控訴人の前記主張も失当である。

(2) 患者Bについて

ア 装着時期、装着時点における歯肉の改善度、装着後の積極的歯周治療の有無

患者Bの右上4番ないし6番の歯牙についても、歯周治療用装置を用いる必要が存したのであれば、精密検査後、速やかに古い修復物を除去し、これを装着するはずであり、しかるに、

被控訴人は、半年以上も上記修復物を除去しないまま除石、消毒等の処置を行っているのであり、しかも、この間、患者Bの歯肉の状態等は終始良好に経過している(したがって、上記古い修復物は辺縁不適合物には当たらず、本件でそもそも歯周治療用装置を用いる必要性は認められない。)

そして、右上4番ないし6番の歯牙の古いブリッジを除去した平成7年7月4日に、右上6番につき歯周治療用装置と称する本件被覆冠2を装着しながら、その後特段の歯周治療を行った形跡はなく、右上4番の歯牙については、次回、最終的治療の一環であるメタルコアの印象採得を予定しているのである。

また、同月12日、右上4番の歯牙につき歯周治療用装置と称する本件被覆冠3を装着する一方で、予定どおりメタルコアの印象採得を行い(同被覆冠が歯周治療を目的とするものであったとすれば、同時に最終的治療に着手するというのは矛盾である。)、次回、最終的治療であるブリッジの印象採得を予定している。そして、そのわずか1週間後の次回診療日には、右上4番の歯牙にメタルコアを装着し、予定どおり同歯牙と右上6番の歯牙にブリッジの印象採得を行うなど、短期間に専ら一連の最終的治療を次々と進め、同月中に最終的治療を終えているのである。

かかる治療経過にかんがみれば、本件被覆冠2及び3は、既に歯周治療が終了し、メタルコアやブリッジの製作に係る一連の最終的処置の過程でなされたものとみるほかはない(当審の証人宮武光吉、同石井拓男の各証言)。

したがって、上記各被覆冠も、歯周治療に資する目的で用いられたものでないことは明らかであって、「残存歯の保護と咬合の回復のため」との要件に該当しない。

イ 被控訴人の主張に対する反論

被控訴人は、平成7年7月4日の診療時に右上4番ないし6番の各歯牙のブリッジを除去したところ、炎症箇所が見つかったので、上記各被覆冠をその治療のために装着した旨主張し。(平成8年10月1日付け準備書面の別紙二の四)、原審の被控訴人本人尋問の結果中にはこれに沿う部分もある。

しかし、それまでの治療経過において歯肉の状態が一貫して良好に保たれていたにもかかわらず、上記時点で突如、歯周治療用装置を装着して積極的治療を要するほどの炎症が見つかったなどというのは、およそ措信し難い。

上記日の診療録の歯周疾患指導管理料の記載中には、歯肉の「改善」と「不変」の双方に丸印が付され、「右上5部発赤あり」との記載が存するが、これらは事後に書き込まれた可能性が高く、作為の形跡がうかがわれるところである。

仮に、平成7年7月4日に積極的な歯周治療を要するほどの炎症箇所が見つかったのであれば、その後、なお長期にわたる歯周治療が行われ、再評価検査等を行った後に最終的治療に入るべきところ、前記のとおり、被控訴人は、同月19日に消毒を行ったのみで、特段の歯周治療も再評価検査も行った形跡はなく、かえって、最終的な修復物の製作のための処置を短期間に次々と進めているのである。

また、ブリッジ除去後、仮に発赤箇所が見つかったとしても、これは歯周疾患とは無関係の軽微な炎症であって、特段の処置を施すことなく自然治癒する程度のものであり、この段階で歯周治療用装置を用いて積極的な治療を施す必要があったとは到底認め難いし、現にそのような積極的治療はなされていない。

したがって、被控訴人の前記主張は到底採用し得ない。

4 まとめ

以上のことから、本件各被覆冠が歯周治療用装置の点数が認められるための前記3要件のいずれにも該当しないことが明らかであり、上記各被覆冠は、あらかじめ装着が予定されたもの

でないとはもとより、既に歯周治療を行う期間が終了した後に、歯周治療目的とは無関係に用いられたものであって、メタルコア、ブリッジの印象採得、歯冠形成等の一連の最終的処置の点数に含めて評価されるべき暫間被覆冠にほかならない。

第6 最終的治療処置との二重評価について

1 被控訴人の最終的治療に係る一連の処置の点数算定

別紙1のとおり、被控訴人は、患者Aの右上1、2番、左上1番の各歯牙について、平成7年6月6日に歯周治療用装置と称して本件被覆冠1を装着して点数150点を算定しながら、メタルコアの印象採得を行い、そのわずか1週間後には、右各歯牙にメタルコアを装着して640点を算定し、かつ歯冠形成を行って2620点を算定し、その10日後には前装冠の装着を終え5680点を算定している。

また、別紙2のとおり、患者Bについても、平成7年7月4日、右上6番の歯牙に歯周治療用装置と称して本件被覆冠2を装着し50点を算定しつつ、同月12日、右上4番の歯牙につきメタルコアの印象採得を行い、また、同日、歯周治療用装置と称して本件被覆冠3を装着して100点を算定するとともに、既に次回診療日には、ブリッジの印象採得を予定している。そして、次回診療日の同月19日、右上4番の歯牙につきメタルコアを装着し、同歯牙及び右上6番の歯牙につきブリッジの印象採得を行って270点を算定し、また、同名歯牙につき歯冠形成を行い合計445点を算定し、同月28日にはブリッジ装着を終え、合計1928点を算定している。

2 二重の点数評価

前述したところから明らかなおりに、本件各被覆冠は、治療計画書に基づく長期にわたる歯周組織の維持、改善のための治療処置として装着されたものとは到底いえず、間もなく歯冠形成、支台築造、歯冠修復物装着等の処置が採られていることに照らし、独立した処置として点数を算定し得ない暫間被覆冠としか解しようがない。そうすると、本件各被覆冠の点数は、一連の最終的治療の点数に含めて評価されるべきものである(上記のとおり、それぞれの処置について本件各被覆冠の点数を含めて評価し得る高い点数が認められているのである。)

したがって、被控訴人のように、上記各被覆冠を歯周用治療装置と称してあえて独立の点数評価を求めることは、上記一連の最終的治療の点数に含まれる処置の点数を二重評価するものにほかならず、明らかに失当である。

第7 結論

以上の次第であり、被控訴人の本訴請求は明らかに理由がないところ、原判決は歯科医学の常識を無視して被控訴人の主張、供述に安易に依拠し、暫間被覆冠である本件各被覆冠を歯周治療用装置であると断ずる誤りを犯しており、相当ではないから、これを取り消すべきである。

別紙1

【患者Aの治療経過】

※ 歯牙を特定しない記載は、右上1番、2番、左上1番を含む歯槽膿漏の各歯牙についてのものである(上記各歯牙を含まない歯牙の処置の記載は省略した。)。右上1番、2番、左上1番に関する処置で、本件の争点と特に関連する処置には、網かけを施し、注釈を付すなどした。

診療月日	治療内容
平成5年11月6日	歯冠研磨、歯科衛生士の実地指導
同月13日	適応検査

同月 20 日 精密検査
同年 12 月 4 日 歯周初期治療(除石)
同月 8 日 P 処 JG(消毒)
歯周疾患指導管理科(歯肉の発赤、腫脹、排膿はいずれも改善。「歯ブラシの動き方や角度、歯ブラシがうまく歯に当たっているかなど気をつけながら磨くように話す。」)
同月 16 日 P 処 JG
同月 29 日 再評価検査(治療計画書の評価・変更なし)
歯科衛生士の実地指導
平成 6 年 1 月 12 日 P 処 JG、再 P 除石、
歯周疾患指導管理科(歯肉の発赤、腫脹、排膿はいずれも改善。「旧南部にプラークが残っている。歯ブラシを細かく振動させながら 1 本 1 本磨くように話す。」)
同月 28 日 P 処 JG、再 P 除石、OA(XC 軟膏)
同月 31 日 P 処 JG
同年 2 月 5 日 P 処 JG、再 P 除石
歯周疾患指導管理科(歯肉の発赤、腫脹、排膿はいずれも改善。「歯肉の痛いところはとばして磨かずにいるようだが、マッサージをするような感じで磨くように話す。」)
同月 14 日 P 処 JG
同月 17 日 同上
同年 3 月 5 日 P 処 JG
歯周疾患指導管理科(歯肉の発赤、腫脹、排膿はいずれも改善。「あまり力を入れすぎないで、ゆっくりと振動させるような感じで 1 本 1 本磨くように話す。」)
再評価検査(治療計画書の評価・変更なし)
同月 15 日 P 処 JG、再 P 除石
同月 19 日 同上
同月 23 日 同上
同月 25 日 P 処 JG
同月 29 日 同上
同年 4 月 6 日 P 処 JG
歯周疾患指導管理科(歯肉の発赤、腫脹、排膿はいずれも改善。「歯磨きの時間が短いようで、プラークが全体に付着している。夜は少し長めに時間をとって磨くように話す。」)
同月 16 日 P 処 JG
同月 26 日 同上
同年 5 月 10 日 P 処 JG
歯周疾患指導管理科(歯肉の発赤、腫脹、排膿はいずれも改善。「前歯舌側部にプラーク付着。歯ブラシを上手に歯にあて、角度をつけて、細かく動かし磨くよう話す。」)
同年 5 月 17 日 P 処 JG、再評価検査(治療計画書の評価・変更なし)、
歯科衛生士の実地指導
同月 24 日 P 処 JG、再 P 除石
同月 31 日 同上
同年 6 月 7 日 P 処 JG、再 P 除石、
歯周疾患指導管理科(歯肉の発赤、腫脹、排膿はいずれも改善。「舌側部にプラーク付着。歯ブラシに角度をつけ、振動させながら、奥歯から順番に磨くように話す。」)

治療中断

平成7年4月17日 P処 JG

歯周疾患指導管理科(歯肉の発赤、腫脹、排膿はいずれも改善。「旧歯部にプラークが付着しやすいようなので、奥歯まで歯ブラシを入れ、バスナスクラビング法で磨くよう話す。)」

再評価検査(治療計画書の評価・変更なし)、
歯科衛生士の実地指導

同月18日 P処 JG、再P除石

同月22日 P処 JG

同月25日 P処 JG

左上1番のメタルコア除去(注1)

左上1番の感染根管処置

同月27日 P処 JG、左上1番のRCT

右上1番、2番の前装FCK除去(注2)

右上1番、2番の感染根管処置

同年5月1日 P処 JG

歯周疾患指導管理科(歯肉の発赤;腫脹、排膿はいずれも改善。「歯頸部にプラークが付着している。特に旧歯部に多い。歯の表面だけでなく、歯頸部にきちんと歯ブラシをあてて磨くように話す。)」)右上1番、2番、左上1番のRCT

同月8日 P処 JG、右上1番、2番、左上1番のRCT

同月10日 P処 JG

左上1番にTEK(注3)

同月11日 同上

同月16日 P処 JG

同月24日 P処 JG、再P除石

同月26日 P処 JG

右上2番にTEK

同月29日 同上

同月30日 P処 JG、右上2番にTEK

同月31日 同上

同年6月2日 同上

同月5日 P処 JG

右上2番にTEK

同月6日 P処 JG、除石、プラーク除去

右上1番、2番、左上1番のラバーダム防湿

歯周疾患指導管理科(歯肉の発赤、腫脹、排膿はいずれも改善。「移動が早くならな
いように気をつけながら、一歯磨きをするよう話す。)」

右上1番、2番、左上1番、2番につき、

メタルコア印象採得(注4)

本件被覆冠1装着(注5) 150点

同月12日 P処 JG(マッサ)ジ

同月13日 P処 JG

右上1番、2番、左上1番につき、

銀合金メタルコア装着（注6） 合計 640 点
失PZ硬質レジン前装冠（注7） 合計 2620 点
TEK

同月 23 日 P 処 JG

右上 1 番、2 番、左上 1 番、2 番につき、
硬質レジン前装冠装着（注8） 合計 5680 点

- (注 1) 古い修復物のメタルコア(土台)を除去したとの意味。
(注 2) 古い前装冠(修復物。前装 FCK)を除去したとの意味。
(注 3) テンポラリークラウン。暫間被覆冠の意味である。
(注 4) 新しいメタルコアの型を取ったという意味。
(注 5) 本件で、歯周治療用装置か暫間被覆冠かが争われている被覆冠。
(注 6) 新しい銀合金メタルコアを装着したとの意味。
(注 7) 歯冠形成の意味。最終的修復物である硬質レジン前装冠装着のため歯を削ること。
(注 8) 最終的修復物としての硬質レジン前装冠を装着したという意味。

別紙 2

【患者Bの治療経過】

※ 主に、本件被覆冠 2 及び 3 を装着した右上 4 番ないし 6 番の歯牙の治療経過について記載し、歯牙を特定しない記載は、上記各歯牙と他の歯牙を併せて行った処置を含むものである(右上 4 番ないし 6 番の各歯牙以外の歯牙の処置については記載を省略した。)。本件の争点と特に関係する治療経過については、網かけを施し、注釈を付すなどした。

診療月日	治療内容
平成 6 年 12 月 7 日	適応検査、歯冠研磨、歯科衛生士の実地指導
同月 12 日	歯周疾患指導管理科「硬い電子歯ブラシを使っていて、プラークは取れているが、くさび状欠損になっている。大きい歯ブラシのため、おうと反射があるようなので、小さい歯ブラシを使ってスクラビング法で磨くよう話す。」
同月 19 日	精密検査
平成 7 年 1 月 19 日	右上 4 番ないし 7 番につき歯周初期治療、除石
同年 2 月 3 日	P 処 JG、歯周疾患指導管理科(歯肉の発赤、腫脹、排膿はいずれも改善「前回よりはバスナクライビング法を覚えてきているようだ。動きが大きくなる場所があるので、気をつけて磨くよう話す。」)
同月 6 日	P 処 JG
同月 13 日	同上
同月 17 日	同上
同月 24 日	右上 7 番ないし 4 番、右上 2 番ないし左上 7 番につき P 処 JG、再評価検査(治療計画書の評価・変更なし) 歯科衛生士の実地指導
同年 3 月 3 日	歯周疾患指導管理科(歯肉の発赤、腫脹、排膿はいずれも改善「かなり磨き方もうまくなっているし、プラークもあまり残っていないので、この状態を常に保てるようにいつもつもていねいに磨くように話す。」)

P 処 JG、再 P 除石

同年 3 月 10 日 P 処 JG、再 P 除石

同月 14 日 同上

同月 17 日 P 処 JG

同月 20 日 同上

同月 23 日 同上

同月 27 日 P 処 JG

同月 29 日 同上

同年 4 月 1 日 P 処 JG、歯周疾患指導管理科(歯肉の発赤、腫脹、排膿はいずれも改善「きれいに磨いているようなので、このままバスナスクライビング法を用いて磨くよう話す。」)

同月 4 日 P 処 JG

同月 7 日 同上

同月 10 日 同上

同月 11 日 同上

同月 18 日 同上

同月 21 日 同上

同月 28 日 同上

同年 5 月 8 日 P 処 JG、歯周疾患指導管理科(歯肉の発赤、腫脹、排膿はいずれも改善。「歯ブラシの動かし方や、角度などに気をつけて、バスナスクライビング法で磨くように話す。」)

同月 12 日 P 処 JG

同月 26 日 同上

同月 30 日 P 処 JG、再評価検査(治療計画書の評価・変更なし)、
歯科衛生士の実地指導

同年 6 月 3 日 P 処 JG、歯周疾患指導管理科(歯肉の発赤、腫脹、排膿はいずれも改善「舌側側の磨き方がうまくできないようだ。プラークはあまり残っていないようなので、意識して歯ブラシに角度をつけ、1 歯磨きをするよう話す。」)

再 P 除石

同月 10 日 P 処 JG、再 P 除石

同月 14 日 同上

同月 21 日 P 処 JG

同月 23 日 同上

同月 30 日 同上

同年 7 月 4 日 P 処 JG

右上 4 番ないし 6 番のダミー切断 (注 1)

右上 6 番につき F C K 除去 (注 2)

本件被覆冠 2 装置 (注 3) 50 点

右上 4 番につき

メタルコア除去 (注 4)

ラバーダム防湿

根管内異物除去

次回メタルコアの印象採得予定 (注 5)

歯周疾患指導管理科(発赤は、不変と改善の双方に丸印が付され、腫脹、排膿はいずれも改善。「プラークはあまり付着していないが、上顎旧歯部に磨き残しが見られる。もう少し時間をかけて歯ブラシが歯頸部に当たっていることを確認しながら磨くことを話す。右上 5 部発赤あ

り。」)

同月 12 日 右上 4 番につき
メタルコアの印象採得 (注 6)
本件被覆冠 3 装着 (注 7) 100 点
次回、ブリッジの印象採得を予定 (注 8)

同月 19 日 P 処 JG
右上 4 番につき
銀合金メタルコア装着 160 点
右上 4 番、6 番につき
ブリッジの印象採得 合計 270 点
失 P z F C K (注 9) 合計 445 点

同月 28 日 右上 4 番、6 番につき
ワンピースブリッジ (右上 4 番、6 番に F C K、
右上 5 番はパラダミー (注 10) 合計 1928 点

(注 1) 患者 B の右上 4 番ないし 6 番の各歯牙には、古いブリッジがかけられており、右上 5 番の歯は人工歯(ダミー)であった。ダミー切断とは、ダミーを取り除くため古いブリッジを切断したという意味である。

(注 2) 古いブリッジを除去したという意味。

(注 3) 本件で、歯周治療用装置か、暫間被覆冠かが争われているもの。

(注 4) 右上 4 番の歯牙の古い支台築造物(メタルコア)を除去したという意味。

(注 5) 次回の診療日に右上 4 番の歯牙の新しいメタルコアの型を取ることを予定しているという意味。

(注 6) 右上 4 番の新しいメタルコアの型を取ったという意味。

(注 7) 注 3 と同じ。

(注 8) 次回、最終的な修復物であるブリッジの型を取ることを予定しているという意味。

(注 9) 歯冠形成

(注 10) 右上 4 番ないし 6 番にブリッジを装着し、右上 4 番と 6 番に新しい F C K を、右上 5 番に新しいダミーを入れたという意味。